

「一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定する圧縮機を定める告示（案）」に関する意見募集（パブリックコメント）の結果について

令和4年5月24日
環境省水・大気環境局大気環境課大気生活環境室

令和4年2月23日（水）から令和4年3月24日（木）にかけて「一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定する圧縮機を定める告示（案）」に関する意見募集（パブリックコメント）を行い、その結果を以下のとおり取りまとめましたので、公表します。

今回の意見募集に当たり、御協力いただきました方々へ御礼申し上げますとともに、今後とも環境行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 意見募集の対象

- 募集期間：令和4年2月23日（水）～令和4年3月24日（木）
- 実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）への掲載
- 意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）の「意見提出フォーム」、郵送

2. 御意見の件数

3件

3. 御意見の原文及び御意見に対する回答

別紙のとおり

4. 本件に関する問合せ先

環境省水・大気環境局大気環境課大気生活環境室
電話：03-5521-8299

(別紙)

	御意見の原文	御意見に対する回答
1	<p>前回のパブリックコメントでの回答では、既設置の特定施設においても規制対象外が適用されるとのことであったが、自治体の規模によっては届出数が多く、圧縮方式の確認に要する負担が非常に大きい。特に、「カタログが未添付」、「型式が古くネット等に情報が無い」など、自治体のみでスクリー式かどうか判別できない場合は、個別にメーカー等に聞き取りを行わなければならない、このことは全国的に同じ状況であるため、メーカー及び自治体の負担を軽減するため、環境省において、圧縮方式がスクリー式の圧縮機のリスト（昭和40年代以降）を作成し、自治体が容易に圧縮方式を検索できるようにしていただきたい。</p>	<p>規制対象外とする圧縮機については、「低振動型圧縮機の指定に関する規程」第3条第1項に基づき型式ごとに指定し、同条第2項に基づき当該機器の型式の名称等を当省ホームページで公表することとしています。</p> <p>また、当省ホームページに低振動型圧縮機のリストを掲載する予定であり、その際にはできるだけ型式名称等が検索しやすい形になるよう工夫したいと考えています。</p>
2	<p>スクリー式圧縮機は比較的low振動ではあるが、原動機が大きくなるほど振動を引き起こす力は大きくなると考えられるため、今回実測データが得られていない特に大型のものなどでは、必要に応じて現場での測定結果なども見て指定の可否を判断することにした方がよいのではないかと。</p>	<p>今回の検討に当たっては、原動機の定格出力が大きい機器も含めて実測調査を行った結果、いずれも発生する振動レベルは小さく、また、家屋への共振を引き起こす可能性が低いことが示唆されたことなどから、機器の圧縮方式を審査した上で個別に低振動型圧縮機として指定し、規制対象から除外することとしたところですが、頂いた御意見を踏まえ、「低振動型圧縮機の指定に関する規程」を定め、入念的な規定として、同規程第3条第3項において、低振動型圧縮機としての指定の審査に当たり必要があると認めるときは、申請に係る圧縮機に係る振動の大きさについて確認できることとしました。</p>
3	<p>パブコメの内容及び今回行っていた検討会の資料確認いたしました。</p> <p>今回のパブコメの内容を見ますと、振動規制法において空気圧縮機以外の圧縮機もスクリー式であれば規制対象外とするような書き方に見えるのですが、今回規制対</p>	<p>同一の型式の圧縮機の使用においては、用いる流体を変えたとしても、生じる振動の大きさへの影響は小さいと考えられることから、空気圧縮機に限らず圧縮機全体を今回定める仕組みの対象としています。</p>

<p>象外とするのは、スクリー式であればすべての圧縮機（空気圧縮機以外を含む）を規制対象外とするのでしょうか。先日環境省で行っていた検討会の資料を拝見しましたが資料では、圧縮機の中でも、スクリー式の空気圧縮機（コンプレッサー）について騒音や振動の測定を行っている結果となっていました。振動規制法の規制対象施設は、騒音規制法とは異なり、「空気圧縮機」ではなく「圧縮機」となっています。</p> <p>今回の検討会の調査結果は、スクリー式の空気圧縮機についての調査結果のように思いましたが、本結果をもって調査していないと思われるスクリー式の圧縮機（空気圧縮機以外の圧縮機）も規制対象外とするという意味なのであればそれは問題だと思えます。今後、規制対象外とされることで、振動苦情があった際、自治体が指導できる根拠がなくなってしまうため、調査した以外の圧縮機（空気圧縮機以外）も一式規制対象外とするお考えであれば、それは根拠不足なのではないでしょうか。自治体としては困ります。自治体の立場になってよく考えていただきたいと思えます。ご見解をお願いいたします。</p>	<p>ただし、専ら空気以外の流体を用いる圧縮機においては、流体の圧縮比を大きくできる仕様である等の要因により振動が大きくなるものもある可能性が考えられることから、入念的な規定として、「低振動型圧縮機の指定に関する規程」第3条第3項において、低振動型圧縮機としての指定の審査に当たり必要があると認めるときは、申請に係る圧縮機に係る振動の大きさについて確認できることとしています。</p>
--	--